

一般事業所における 新型インフルエンザ対策マニュアル

このマニュアルは、一般事業所の関係者の方々向けに、新型インフルエンザの対応に関して、参考となる情報をお示ししたものです。

各々の事業所の状況を考慮して、できることから柔軟に取り組んでください。

なお、本マニュアルは今後の状況変化に伴い、随時変更いたします。

松山市保健所

平成21年8月28日作成

1. インフルエンザについての概要

(1) インフルエンザ一般について

新型インフルエンザを含むインフルエンザは、インフルエンザウイルスの感染による感染症です。感染経路は主に以下の2つです。

- ・飛沫感染：感染した人が咳やくしゃみをしたときに飛び散る飛沫（しぶき）にウイルスが含まれています。この飛沫を健康な人が鼻や口から吸い込み粘膜に接触することによって感染します。
- ・接触感染：感染した人の咳、くしゃみなどの飛沫や鼻水などが机、ドアノブ、スイッチなどに付着し、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触ることによって感染します。

症状の特徴としては、咳、鼻汁又はノドの痛み等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38 以上）熱感、全身倦怠感などが挙げられます。消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともあります。

(2) 今回の新型インフルエンザについて

新型インフルエンザは人類にとって未知のウイルスであり、大部分の人が免疫を持っていないため、通常の季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの方が罹患することが予想されています。

しかし現在のところ毒性は弱く、感染してもほとんどの方が比較的軽症で回復します。ただし、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患（糖尿病等）、腎機能障害、免疫機能不全（ステロイド全身投与等）などの持病がある方の中には、治療の経過や管理の状況により、重症化するリスクが高い方がいます。また、妊婦・幼児・高齢者の方も重症化しやすいため、注意が必要です。

2. 従業員向けの対策

(1) 健康教育

正しい知識の普及

まずは従業員全体が正しい知識を身につけ、地域内で集団発生が起きた場合に混乱が生じないように、心構えをしっかりとっておきましょう。

通常のインフルエンザワクチン接種の勧奨

冬場は通常の季節性インフルエンザも流行します。まずは季節性インフルエンザから身を守るため、ワクチン接種を心がけましょう。

手洗いの励行

手洗いは感染防止策の基本であり、手洗いにより付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げることができます。外出からの帰宅後や、不特定多数の者が触るような場所を触れた後には、頻回に手洗いを実施することが推奨されます。流水と石鹸による手洗いを15秒以上行うことが望ましいです。洗った後は、清潔な個人使用のタオルもしくは使い捨てのペーパータオルで、水分を十分に拭き取ることが重要です。

速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）を用いる場合は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせてください。

咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出るときに、他人にうつさないためのエチケットです。以下のような取り組みを行ってください。

- ・ マスクを着用することは、他人にうつさないために有効であるとされています。
- ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで（間に合わなければ手で）口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけてできる限り1～2メートル以上離れるようにしましょう。手で覆った場合は必ず速やかに手洗いをしてください。
- ・ 鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨ててください。ウイルスの飛散を防ぐため蓋付きのゴミ箱が望ましいですが、ない場合はビニール袋等に入れ密閉するとよいでしょう。

健康管理により一層注意すること

抵抗力をつけるために、睡眠不足や疲労を避け、バランスの良い食事から栄養を十分摂るように心がけてください。

発熱症状のある者について

発熱症状のある者については、休暇を取った上で医療機関を受診し、医師の指導に基づき自宅療養等を実施してください。無理をせず休暇を取りやすい環境を整えることが大切です。

(2) 健康管理

従業員の健康状況の把握

毎日の欠勤者の把握、ならびにインフルエンザと診断された従業員の、人数や状態の把握を行いましょ。う。

従業員への周知

新型インフルエンザの集団感染が起きていると判明したときの対応手順を決めておき、あらかじめ従業員に周知しておくことが必要です。

勤務体制の見直し

ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるため、時差通勤、自転車通勤等を検討しましょ。う。

(3) 業務継続計画の策定

有症者・欠勤者が出た際、優先して継続すべき業務へ従業員をシフトさせる等、どのような方法で優先する業務を継続していくかあらかじめ考えておきましょう。従業員や利用客等の感染リスクを軽減させる必要があり、感染拡大防止の観点からは、不要不急の業務については可能な限り縮小・休止することが望ましいです。

(4) その他

搬入業者に関しても、可能であれば従業員と同様に理解を求め協力依頼を行いましょ。う。

3 . 感染防止対策

(1) 感染防止対策については、業種によって以下のように対応しましょう。

宅配等、従業員が訪問するサービス業については、前述の従業員向けの対策を参考に、従業員の健康管理を第一に徹底しましょう。有症時は無理をせず欠席させることが大切です。そして、毎朝、従業員にインフルエンザ様症状のある者がいないかを確認しましょう。

集客サービス業（映画館、デパート、スーパー、レストラン等）については、特に人の集まるロビー等では、適切な換気を心がけましょう。また、レストランの個室等は、部屋の利用グループが入れ替わる度に、その都度換気をしましょう。もし患者発生があった場合、密接な距離で空間を共有することは感染拡大につながりますので、エレベーターの使用制限等の措置も有効です。

映画館やレストラン等では、利用客が多くない場合は、利用グループ間の席を2メートル程度離す等、接触を少なくする工夫を行いましょう。

こまめな手洗いが難しい場合、施設の入り口で手指消毒液による消毒を行うという方法もあります。

(2) 患者発生時の対応

事前準備

施設利用者及び来店者（以下、利用者等とする）において体調不良者が発生した場合の対応について、従業員間で検討し周知しておきましょう。また、従業員が発病した場合の連絡先の把握についても徹底しておきましょう。さらに、症状が出た方を隔離する場所を決めておきましょう。

利用者等のうち、体調の悪い方については早めに申し出ていただくよう、掲示等により注意喚起を促しましょう。

インフルエンザ様の症状（ ）を示す利用者等及び従業員が出た場合

急な発熱、咳、ノドの痛みなど

利用者等については、療養のため原則として帰宅をお勧めし、周囲への感染拡大の防止に努めます。もし、体調不良によりしばらく休養が必要と判断される場合には、他の利用者等と接触しないように個室などに移動していただきます。必要に応じて、医療機関受診を勧めてください。

従業員については、マスクを着用させ、他の職員とは別の部屋に隔離し、速やかに帰宅させましょう。必要に応じて、医療機関受診を勧めてください。

事前に、平日、土日、夜間別に受診できる医療機関を確認しておきましょう。医療機関へは、自家用車またはタクシーでの移動を勧めてください。タクシーでの移動時にはマスクを着用し、窓は開けておきましょう。

(3) 備品の準備

以下のような備品は、各事業所で必要数備えておくことをお勧めします。

- ・ 体温計
- ・ マスク（使い捨てのサージカルマスクが望ましい）
- ・ 使い捨て手袋
- ・ 消毒液（消毒用エタノール）
- ・ 連絡先一覧（責任者及び全従業員、保健所、救急病院、相談できる医療機関など）

参考資料

< 手洗い方法 > 東京都福祉保健局作成



< 対象別消毒方法 >

食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行います。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒します。

壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はありません。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒します。

床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行います。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行います。

< 消毒剤の使用法 >

次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用います。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸します。

イソプロパノール又は消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行います。

問い合わせ先

松山市保健所

保健予防課 感染症対策担当

TEL:089 - 911 - 1815

FAX:089 - 923 - 6062